

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		令和5年9月28日					
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京都府 京都府知事 西脇 隆俊 電話番号: 075-414-4830					
主たる業種	都道府県機関	細分類番号	9 8 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	京都府の事務事業から排出する温室効果ガス量を令和12年度までに平成25年度比で40%削減する。						
計画を推進するための体制	知事を本部長とする京都府地球温暖化対策推進本部を核に取組を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	72,034.1 トン	70,760.6 トン	68,321.3 トン	65,789.6 トン	-5.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	76,781.6 トン	67,661.5 トン	65,222.2 トン	62,690.3 トン	-15.1 パーセント	
	目標の根拠	照明等のLED化や設備更新等による削減。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (床面積/100)	3.89	3.82	3.69	3.55	-5.23 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	照明等のLED化や設備更新等による削減。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。					
	令和6年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。					
	令和7年度	エコオフィス活動の推進。夏季、冬季における節電対策。計画的な設備改修の実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	本庁舎においては、マイカー通勤を原則禁止し、公共交通機関の利用を進める。					
	上記の措置を採用する理由	本庁舎の職員は特別の事情がない限り自転車や公共交通機関により通勤しており、取組が浸透しているため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 京都府地球温暖化対策条例に基づく施策展開。 年1回の環境フェスティバルの開催など。 府自らも屋上緑化や太陽光発電設備の設置、森林資源の有効利用などを実践。 						
特記事項	超過削減量について、令和5年度に3099.1トン、令和6年度に3099.1トン、令和7年度に3099.3トン差引に使用する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。